

平成26年5月21日

「空港経営改革の推進に係る着陸料の提案割引制度」公募要領

国土交通省航空局航空戦略課

1. 制度の趣旨

低迷する国内航空需要や航空市場における競争の激化を背景として、地方航空ネットワークの維持・充実は一層困難となっており、企業努力に依存した形での路線の確保は限界を迎えている。こうした中で、地域の実情に応じて地方路線の維持・充実を図るためには、地方公共団体や地場産業等を含む地域がこれまで以上に主体的な役割を果たし、航空会社とのパートナーシップを通じて具体的な措置を講じることが期待されている。

また、空港に関しても、民活空港運営法の成立を契機に空港運営の民間委託を進めること等を通じて、空港を核に地域が創意工夫を凝らし、内外の交流人口の拡大による地域活性化を実現することが期待されている。

こうした状況を踏まえ、空港経営改革に前向きな地域を対象として、路線充実に向けた提案を募集し、創意工夫に優れたモデル的な提案路線について、新規就航・増便した場合の着陸料の時限的な軽減措置を講ずる制度を導入する。これにより、空港経営改革の推進に対するインセンティブを付与するとともに、路線充実や空港を核とした地域活性化に向けた地域の主体的な取組を促し、地域間競争を通じた地域の取組の高度化を図るものとする。

2. 提案主体

空港経営改革に前向きな地域の ①地方公共団体、又は②地方公共団体を構成員に含む協議会等(以下「地方公共団体等」という。)とする(ただし、国管理空港及び共用空港が所在する地域の地方公共団体等に限る)。

①、②のいずれの場合においても、提案路線を運航する予定の航空会社と共同で応募するものとする。

※共用空港については、新規就航・増便に関する防衛省等との調整が整うことを前提。

※地域との交渉状況等は航空会社の営業戦略において重要な情報であることから、当該航空会社の意向を踏まえ、評価・選定時における情報の取扱いについては十分に配慮する。

3. 提案対象路線

直前1年間(平成26年冬ダイヤからの新規就航・増便の場合:平成25年冬ダイヤ及び平成26年夏ダイヤ)の運航頻度が概ね1日2便以下の路線における新規就航・増便について対象とする。

国内線・国際線を問わない。季節運航やチャーター運航についても対象とする。

既に当該路線で運航している航空会社以外の者の就航による増便(既存路線のダブルトラック化)は対象外とする。

空港ごとの提案数の上限は設けない。

平成26年度中に新規就航・増便するものを対象とする(平成26年冬ダイヤ当初からの新規就航・増便に限らない)。

本制度の適用期間(3年間)継続的に運航することを前提。途中で運航を取りやめる等、提案内容に沿った形での運航が行われない場合には、以降の本制度への応募を制限する等の措置を講ずる場合がある。

平成26年夏ダイヤに既に新規就航等した路線についても、本制度の活用により路線の安定的な確保等につながる優れたものであれば提案を妨げない。

4. 着陸料の軽減措置の内容

選定された提案を共同で行った航空会社が、当該提案内容に沿った形で運航することを条件として、選定路線における当該航空会社の新規就航・増便分の着陸料を以下のとおり軽減する。

他の軽減措置の適用がある路線については、当該軽減措置の適用後の金額に更に下記の軽減率を適用する。また、提案空港への着陸に係る着陸料に限り軽減し、提案路線の相手方空港への着陸に係る着陸料は軽減しない。

平成26年11月～平成27年10月 80%軽減

平成27年11月～平成28年10月 50%軽減

平成28年11月～平成29年10月 30%軽減

※平成27年度以降の軽減措置については、予算措置されることを前提。

※「新規就航・増便」は直近1年間(平成25年冬ダイヤ及び平成26年夏ダイヤ)との比較で判断する。

※1日当たり複数便の増便を行う提案を妨げない。当該提案が選定された場合には、当該複数便すべてを軽減措置の適用対象とする(例:未就航路線に1日2便で新規就航する提案が選定された場合には、当該2便分ともに軽減措置の適用対象とする)。

※新規就航・増便の開始が平成26年12月以降となる場合であっても、上記の軽減率・適用期間は変更しない。

※提案空港において空港経営の民間委託が実現した場合には、運営権者が着陸料を設定することとなるため、以後は国による本軽減措置は終了する。

5. 提案の評価と路線の決定

提出された提案について、「地方航空路線活性化プログラム及び着陸料の提案割引制度の評価等に関する懇談会」(以下「有識者懇談会」という。)において、評価項目(別紙1)を踏まえて総合的な評価を行い、当該評価を踏まえて、国土交通省において着陸料の軽減措置の適用対象を決定することとする。

選定路線数は1～2路線程度とする予定。

6. 応募に際しての必要書類

応募に際しては、別紙2「提案書様式」の項目を具体的かつ明瞭に記入の上、提出すること。様式については、原則別紙2を使用することとするが、追加的に資料を添付することを妨げない。

加えて、提案の概要資料(PowerPoint形式)を提出すること。

・提案書(別紙2): 応募者概要、対象路線、目標、取組体制、施策内容等

※全体でA4用紙10枚以内を目安とする

・提案概要(Power Point形式): 提案の概要

※様式自由(A4横置き)

※全体でA4用紙5枚以内を目安とする

7. 募集期間・提案書類提出方法

(募集期間)

平成26年5月21日(水)～平成26年6月18日(水)18:15必着

※締切後の提出は一切認めない。

(提出方法)

応募書類を以下の宛先に電子メールにより提出するとともに、確認のために電話連絡をすること。

宛先: 国土交通省航空局航空戦略課 提案割引制度担当

TEL: 03-5253-8695

E-mail: tyakurikuryou-teianwari@mlit.go.jp

※提案内容や応募書類の作成・提出方法に関する相談等を受け付けていますので、上記宛先にお問い合わせください。

8. 提案提出後の手続きとスケジュール

(提案内容の確認) ～7月上旬

提案内容について確認するため、必要に応じて有識者懇談会事務局より問い合わせを行うことがある。

(提案に対する評価) 7月上旬～中旬

有識者懇談会において、評価基準(別紙1)に基づき、評価を実施する。なお、有識者懇談会における評価は非公開で実施するものとする。

(対象路線の選定) 7月中

提案に対する有識者懇談会の評価結果を踏まえ、国土交通省において本制度の選定路線を決定する。なお、公募・選考状況等を踏まえて追加公募・選定を行う場合がある。

取組状況や成果等を検証するため、必要に応じ、提案を提出した地方公共団体等及び航空会社に対して、その取組状況等に関する報告を求める。

9. 留意事項

提案の評価及び選定が終わるまでの間、本制度に応募予定又は応募済みの地方公共団体等、航空会社又はその関係者が、その手段の如何に関わらず、本制度に関連し、有識者懇談会委員に接触することを禁ずる(選定過程で必要とする場合を除く)。上記に反し、委員に接触したことが判明した場合、当該地方公共団体等は本制度への応募資格が喪失したものと見なす場合がある。